

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、総合評価落札方式（技術提案評価型 S 型）、「技術提案簡易評価型」、「難工事指定の試行工事」、「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない工事」である。

また、本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

令和4年10月3日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長 廣瀬 昌由

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 11

### 1 工事概要

(1) 品目分類番号 41

(2) 工事名 総務省第二庁舎（22）機械設備改修工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

(3) 工事場所 東京都新宿区若松町95-1

(4) 工事内容

敷地面積 24,140m<sup>2</sup>

1. 建物

1) 第二庁舎

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上8階

地下2階 塔屋2階

建築面積 約4,900m<sup>2</sup>

延べ面積 約34,800m<sup>2</sup>

用途 庁舎

工事内容 空気調和設備、換気設備、排煙

設備、自動制御設備、衛生器具

設備、給水設備、排水設備、給

湯設備、消火設備、ガス設備、

撤去工事

(5) 工期 契約締結の翌日から令和8年1月30

日まで。

(6) 使用する主要な資機材

ユニット形空気調和機 約1台、直膨形空気

調和機 約3台、マルチパッケージ形空気調和

機 屋外機約 6 台 屋内機約12台、ダクト及び  
配管の免震装置 約60組

- (7) 本工事は、入札時に技術提案〔VE提案〕を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」及び「賃上げの実施に関する評価」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する〔総合評価落札方式（技術提案評価型S型）〕の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
- (8) 本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

詳細は、入札説明書による。

(9) 本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事

である。詳細は、入札説明書別表－１による。

①「ワンデーレスポンス」実施工事

②完成時の工事成績評定の結果により、総合

評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事

③建設リサイクル法対象工事

④現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者

の兼務を認めない試行工事

⑤難工事指定工事

⑥技術提案簡易評価型

⑦CCUS活用推奨モデル営繕工事

⑧週休２日促進工事（発注者指定方式）

(10) 本工事は、工事成績相互利用登録機関が発

注した「工事成績相互利用適用対象工事」（以

下「工事成績相互利用対象工事」という。）の工

事成績評定点を競争参加資格とする工事である。

詳細は入札説明書による。

(11) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対

象工事である。詳細は入札説明書による。

(12) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

## 2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。

以下「予決令」という。）第70条及び第71条の

規定に該当しない者であること。

(2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）にお

ける暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資

格の認定を受けていること（会社更生法（平成

14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申

立てがなされている者又は民事再生法（平成

11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申

立てがなされている者については、手続開始の

決定後、関東地方整備局長（以下「局長」とい

う。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資

格の再認定を受けていること。）。)

(3) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）にお

ける暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（(2)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

(4) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(5) 平成19年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）

なお、同種工事の施工実績は建築物における施工実績に限る。また、建築一式工事における施工実績は認めない。

(ア) 配管の免震継手又はダクトの免震継手の更新もしくは新設

(イ) 空気調和設備（機器及び配管の施工を含むものに限る。）の更新又は新設する工事で、建築物の延べ面積が6,000㎡以上であるもの。

（建築物1棟における延べ面積とする。）

ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が上記（ア）又は（イ）のいずれかの施工実績を有し、他の構成員は、下記（ウ）又は（エ）のいずれかの要件を満たす施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）

なお、同種工事の施工実績は建築物における施工実績に限る。また、建築一式工事における施工実績は認めない。

(ウ) 配管の免震継手又はダクトの免震継手の更新もしくは新設

(エ) 空気調和設備（機器及び配管の施工を含むものに限る。）の更新又は新設する工事で、建築物の延べ面積が2,000㎡以上であるもの。

（建築物1棟における延べ面積とする。）

ただし、申請できる施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。

上記（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）の実績が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

なお、異工種建設工事共同企業体としての実



績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

(6) 工事全般の施工計画が適正であること。

(7) 次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、専任を要しない期間は契約締結の翌日から令和5年2月14日までを予定する。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

①主任技術者は、1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

監理技術者にあっては、1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

詳細は入札説明書による。

② 1人の者が、平成19年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記

(ア) 又は (イ) のいずれかの要件を満たす同種工事の経験を有すること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進PPPに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による。(共同企業体の構成員としての経験は、出資率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。)

なお、同種工事の工事経験は建築物における工事経験に限る。また、建築一式工事における施工実績は認めない。

(ア) 配管の免震継手又はダクトの免震継手の更新もしくは新設

(イ) 空気調和設備（機器及び配管の施工を含むものに限る。）の更新又は新設する工事で、建築物の延べ面積が2,000㎡以上であるもの。(建築物1棟における延べ面積とする。)

ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、経験として認めない。

当該経験が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の主任（監理）技術者が上記（ア）又は（イ）のいずれかの工事経験を有していればよい。

なお、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事における経験のみ同種工事の経験として認める。

- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している

者であること。

- ④ 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を入札説明書別記様式－１－１で求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。詳細は入札説明書による。

- (8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でない

こと。詳細は入札説明書による。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係  
又は人的関係がないこと。詳細は入札説明書に  
よる。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支  
配する建設業者又はこれに準ずるものとして、  
国土交通省発注工事等からの排除要請があり、  
当該状態が継続している者でないこと。

### 3 総合評価に関する事項

#### (1) 落札方式

① 入札参加者は「価格」、「技術提案〔VE提  
案〕」、「工事全般の施工計画」、「賃上げの実施  
に関する評価」及び「施工体制」をもって入  
札し、次の(ア)、(イ)の要件に該当する者の  
うち、(2)「総合評価の方法」によって得ら  
れた数値（以下「評価値」という。）の最も  
高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内で  
あること。

(イ) 評価値が、標準点を予定価格で除した  
数値（「基準評価値」）に対して下回らな  
いこと。

② ①において、評価値の最も高い者が2人  
以上あるときは、当該者にくじを引かせ落  
札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

① 「標準点」を100点とし、「施工体制評価  
点」の最高点を30点、及び「加算点」の最  
高点を64点とする。

② 「加算点」の算出方法は、予定価格の制  
限の範囲内での入札参加者のうち、下記  
(ア)、(イ)、(ウ)のそれぞれの評価項目毎に評  
価を行い加算点を算出する。また、「施工体  
制評価点」は下記(エ)の評価項目を評価して  
算出する。なお、「施工体制評価点」の低い  
者に対しては「加算点」を減ずる場合があ  
る。

(ア) 技術提案 [VE提案] の項目として「品質  
確保及び生産性向上に関する具体的な提

案」

(イ) 工事全般の施工計画

(ウ) 賃上げの実施に関する評価

(エ) 施工体制（施工体制評価点）

③ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は入札参加者の「標準点」と、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

④ ②(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の評価項目について、関係法令を遵守し、現場説明書、特記仕様書、図面並びに標準仕様書に規定する標準的な施工及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに②(ア)の技術提案 [VE提案]、②(イ)の工事全般の施工計画、②(ウ) 賃上げの実施に関する評価並びに②(エ)の施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

なお、②(ア)の技術提案〔VE提案〕を行わない者は、②(イ)(ウ)(エ)の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

- ⑤ ②(ア)の「品質確保及び生産性向上に関する具体的な提案」の技術提案〔VE提案〕については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、V（30点）、IV（23点）、III（15点）、II（8点）、I（3点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②(イ)の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、V（30点）、IV（23点）、III（15点）、II（8点）、I（0点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

②(ウ)の「賃上げの実施に関する評価」については、予定価格の制限の範囲内の入



札参加者のうち、賃上げの実施を表明し、  
評価基準を満たした企業等に対し、4点の  
加算点を与える。なお、賃上げの実施を表  
明しない場合、又は表明内容が評価基準を  
満たしていない場合は0点とする。

- (3) (2)②(ア)、(イ)、(ウ)の評価基準の詳細は入  
札説明書による。
- (4) (2)②(ア)「品質確保及び生産性向上に関する具  
体的な提案」については、受注者の責により  
入札時の評価内容が実施されていないと判断  
された場合は、ペナルティとして、工事成績  
評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎  
に5点減ずる。
- (5) (2)②(イ)で求めた、工事全般の施工計画につ  
いては、履行状況から、受注者の責により入  
札時の評価項目の内容が実施されていないと  
判断された場合は、工事成績評定を減ずるこ  
ととし、5点を減ずる。
- (6) (2)②(ウ)で求めた、賃上げの実施に関す  
る評価については、受注者の事業年度等が終

了した後、実施の確認を行った結果、実施を確認するための書類が提出されない場合、表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、関東地方整備局総務部契約課が通知する減点措置の開始の日から1年間に政府調達総合評価落札方式による入札公告が行われる調達に参加する場合、本取組により加点する割合よりも大きな割合（関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)が調達する案件については1点大きな配点)の減点を行う。

#### 4 入札手続等

- (1) 担当部局 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館17階 関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係 電話 048-601-3151 (代) 内線2525 電子メール ktr-denshi-baitai@mli.t.go.jp

- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する。

交付期間は令和4年10月3日から令和5年1月11日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。))を除く毎日、9時00分から17時00分まで。ただし最終日は、9時00分から12時00分までとする。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子メールにより電子データを交付するので、上記(1)に電子メールにて依頼を行うこと。

受付期間は、令和4年10月3日から令和5年1月11日までの休日を除く毎日、9時15分から18時00分まで。ただし最終日は、9時15分から12時00分までとする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和4年10月3日から令和4年10月28日までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

(最終日は15時00分まで) 電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和4年10月3日から令和4年10月28日までの休日を除く毎日、9時15分から18時00分まで(最終日は15時00分まで)に上記4(1)へ郵送、託送又は電子メール(書留郵便等、記録の残るものに限る。電子メールの場合は着信確認を行うこと。以下「郵送等」という。)又は持参すること。

- (4) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法 令和4年11月28日から令和5年1月11日まで〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館17階 関東地方整備局総務部契約課 契約第二係
- 電話048-601-3151(代) 郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は託送(書留郵便等、記録の残るものに限る。提出期間内必着。)により提出すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の

提出方法 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）すること。

① 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和5年1月11日12時00分。

② 持参による入札の受領期限は、令和5年1月11日12時00分 関東地方整備局総務部契約課にて入札すること。

③ 郵送等による入札の受領期限は、令和5年1月11日12時00分 送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第二係。

開札は、令和5年1月16日10時00分関東地方整備局総務部契約課にて行う。

なお、落札決定の日は開札の翌日（休日は除く。）を予定する。

## 5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行埼玉新都心代理店（埼玉りそな銀行さいたま新都心支店））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 関東地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁 関東地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行埼玉新都心代理店（埼玉りそな銀行さいたま新都心支店））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 関東地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 関東地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 上記3(1)①に定めるところに従い、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とするところがある。なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書に示す予決令第86条の調査を行うものとする。
- (5) 契約締結後のVE提案 契約締結後、受注者は、

設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は現場説明書等による。

- (6) 配置予定監理技術者の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
- (7) 本工事に係る申請書及び資料の提出にあたって、技術提案〔VE提案〕により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書〔VE提案〕を提出すること。ただし、技術提案〔VE提案〕が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加ができる。



また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出すること（詳細は入札説明書参照。）。

- (8) 専任の監理技術者の配置を義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（詳細は入札説明書参照。）。
- (9) 手続における交渉の有無 無。
- (10) 契約書作成の要否 要。
- (11) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (12) 入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
- (13) 技術提案の採否 技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知す

る。

(14) 競争参加資格の確認の通知において、VE提案

により競争参加資格を認められた者は当該提案

に基づく入札を行い、標準案を提出した者は、

標準案に基づく入札を行うことを条件とし、こ

れに違反した入札は無効とする。

(15) 関連情報を入手するための照会窓口 上記

4 (1)に同じ。

(16) 一般競争参加資格の認定を受けていない者

の参加 上記2 (2)に掲げる一般競争参加資格

の認定を受けていない者も上記4 (3)により申

請書及び資料を提出することができるが、競争

に参加するためには、開札の時ににおいて、当該

一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参

加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、

「競争参加者の資格に関する公示」（令和2年

10月1日付け国土交通省大臣官房会計課長、

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公

示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設

共同企業体である場合においては、その代表者。) の本店所在地 (日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。) の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、関東地方整備局総務部契約課 (〒330—9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2—1 さいたま新都心合同庁舎2号館17階 電話048—601—3151(代)) においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

(17) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

(18) 詳細は入札説明書による。

## 6 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity :HIROSE Masayoshi  
Director-General of Kanto Regional Deve-

lopment Bureau, Ministry of Land, Infra-  
structure, Transport and Tourism.

- (2) Classification of the services to be  
procured : 41
- (3) Subject matter of the contract : Mach-  
ine Equipment Construction work of the  
Ministry of Internal Affairs and Commun-  
ications second building (22).
- (4) Time-limit for the submission of app-  
lication forms and relevant documents  
for the qualification by electronic bid-  
ding system : 3:00 P.M. 28 October 2022.
- (5) Time-limit for the submission of tend-  
ers by electronic bidding system : 12:00  
P.M. (noon) 11 January 2023 (tenders bro-  
ught with or submitted by mail : 12:00 P.  
M. (noon) 11 January 2023).
- (6) Contact point for tender documentation  
: Contract Division, Kanto Regional Dev-  
elopment Bureau, Ministry of Land, Infr-

structure, Transport and Tourism Saitama  
shintoshin National Government Building  
Tower-2 2-1, Shintoshin, Chuou Ward,  
Saitama City, Saitama Prefecture 330-97  
24 Japan TEL 048-601-3151 (ex2525)